

# 社会福祉法人長岡福寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡福寿会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員並びに当法人の事業運営のため委嘱する各委員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第1条の2 前条における役員等の定義は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、当法人を勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 事業運営のため委嘱する各委員等とは、顧問及び相談役、評議員選任解任委員、第三者委員、入所検討委員をいう。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 全理事の報酬総額は、年間500,000円以内とする。
  - (2) 全監事の報酬総額は、年間300,000円以内とする。
  - (3) 常勤役員については、無報酬とする。
  - (4) 非常勤役員及び委員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 役員等に対する報酬の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。
- (1) 会計年度の報酬
  - (2) 会議に出席した場合の報酬
- 3 同日に複数回の会議等に出席した場合、会議ごとを1つの会議とする。
- 4 施設長等の施設職員が役員等の場合は報酬等を支給しない。

(旅費の支給)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の各号の区分に応じて旅費を支給する。

- (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合
- (2) 監事が、監査等を実施した場合
- (3) 職務のための出張をした場合

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給ものとする。

- 2 会計年度の報酬は、当該会計年度の定時評議員会までに支給する。
- 3 会議等に出席した場合の報酬及び旅費は、当該会議に出席した都度、支給する。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1 円未満の端数については、これを1 円に切り上げる。

(公表)

第6 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第5 9 条の2 第1 項2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成2 9 年4 月1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成2 9 年6 月2 2 日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成3 1 年4 月1 日より施行する。

附 則

この改正規程は、令和元年1 0 月1 日より施行する。但し、改正後の社会福祉法人長岡福寿会役員報酬規程の第1 条の2 は平成3 1 年4 月1 日から適用する。

附 則

この改正規程は、令和3 年4 月1 日より施行する。